

平成20年10月24日

平成20年 第10回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成20年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年10月24日（金曜日）午後2時02分～午後3時09分
2. 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）
2番 小泉美佐子
3番 土田 豊
4番 武石修一郎
5番 佐久間 榮 昭（教育長）
4. 欠席委員 な し
5. 説明職員
学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 窪田 きく江
学校教育部
参事兼
指導室長 真如昌美 学校教育課長 下平一紀
建築課長兼
教育施設担当
副参事 堂垣隆志 給食課長 猿橋 壽一
統括指導主事 布宮英明 社会教育課長 高杉春行
体育課長 戸所 保 中央公民館長 長島孝夫
中央図書館長 松井 悟
6. 書 記
庶務係長 尾又 斉夫 主 事 谷本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

第4 第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申
し出について

第5 その他報告事項 (1) 東大和市立小・中学校施設の耐震化計画について
(2) 給食による窒息事故の防止について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成20年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

○佐久間教育長 それでは、平成20年9月27日から10月18日の間の諸務報告を申し上げます。

平成20年9月27日、第四小学校、第六小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、5つの小学校の運動会を見学いたしました。

9月28日、第七小学校の運動会を見学いたしました。

9月30日、第三中学校を訪問いたしました。教育委員による学校訪問で訪問したものであります。

10月2日、校長会定例会に出席いたしました。私からは、秋には学校行事が大変多く予定されておりますので、円滑な運営をお願いしたい旨のお話をさせていただきました。また、もう一つ、市内の東大和高校、東大和南高校から、ぜひ中学生の皆さんに高校の授業やクラブ活動を見てほしいというふうな要望がありましたので、そのことを中学校の校長先生にお伝えいたしまして、できたら中学3年生が高校を見ていただくようにということで、お願いをいたしましたものであります。

10月4日、市政功労者表彰式に出席いたしました。本年度は、表彰状4人、感謝状78人、合計82人の方を表彰いたしました。

同日、上北台公民館まつりを見学いたしました。公民館まつりは、10月4日と10月5日の両日行われまして、両日で約1,100人の市民が来館されました。

同日、社会教育委員会議第2ブロック研修会に出席いたしました。今年度、当

市が第2ブロックの幹事市となっておりますので、そのため本市において研修会を開催したものであります。研修は、「団塊世代のこれからと社会教育の現状」という題で、茨城大学、長谷川幸介準教授の講演を行いました。

同日、MOA児童作品展を見学いたしました。作品展には、フランスの子供たちの作品もあり、452人の子供たちの作品が展示されました。

10月5日、第一小学校の運動会を見学いたしました。

10月7日、第十小学校の放課後子ども教室を見学いたしました。第十小学校の放課後子ども教室は、前日ですね、10月6日、月曜日から始まりました。放課後子ども教室に参加したい旨の登録をした児童は179人で、十小の児童総数410人の44%に当たります。また、事業をサポートしていただくボランティアの方は、29人の方が登録していただいております。

10月8日、東京都市教育長会定例会に出席いたしました。今回の教育長会では、平成22年度の東京都予算編成に対する要望を取りまとめる予算特別委員会の委員の選出を行いまして、委員長には青梅市教育長を選出いたしました。その後、東京都から次の事項について連絡がありました。1点目は、オリンピック学習読本を作成し、各学校等に配れということでありまして、活用してほしいということであります。2点目は、公立小学校の水飲み栓を直結給水化するモデル事業の期間を延長していくということであります。3点目は、多摩地域でとれます木材の利用の拡大を図るための取り組みについて話がありました。4点目は、公立小・中学校の耐震化の促進について話がありました。5点目は、教育管理職の再任用の促進について話であります。6点目は、平成21年度に向けて、公立小・中学校に統括校長を設置したいということの意向がありまして、今東京都人事委員会との調整をしているという連絡がありました。

次に、10月9日、教育委員懇談会に出席いたしました。

10月10日、第五小学校開校40周年記念式典に出席いたしました。

10月12日、ふれあい市民運動会に出席いたしました。今回のふれあい市民運動会には、約1,400人の市民が参加されました。

同日、第三小学校の運動会を見学いたしました。

10月13日、ライオンズクラブ杯少年野球大会開会式に出席いたしました。今回の大会には、Aブロックに9チーム、BブロックはなくてCブロックですね、Cブロックに9チームの合計18チームの参加がありました。

10月14日、三市宿泊研修会評議員会に出席いたしました。三市宿泊研修は、教職員向けの研修でありまして、7月28日と29日の1泊2日で行われました。3市の教職員191人が参加し、そのうち東大和市の先生方は66人が参加されました。

10月16日、東大和市公立学校健全育成会議に出席いたしました。健全育成会議は、警察署、小・中学校のPTAや保護者の会の代表、青少対の代表、保護司、防犯協会の代表、それから校長、副校長、生活指導主任の方々等、多方面の方々にご協力をお願いし、児童・生徒の安全を守り、かつ健全な育成を目指して活動していただいているものであります。今回は、警視庁生活安全部少年育成課学校地域係長の講演を聞いた後、中学校区ごとにグループに分かれ討議を行いました。

10月17日、平成20年度戦没者追悼式に参列いたしました。遺族の方々、110人が参列されました。

同日、喜多方市山都町文化団体協議会との交流会に出席いたしました。山都町文化団体協議会の皆さんは、翌10月18日に実施いたします当市の市民文化祭開会式のアトラクションに出演していただくために、当市に来られたものであります。

10月18日、市民文化祭開会式に出席いたしました。市民文化祭は、10月18日から11月3日までの17日間で行われます。内容は、展示部門12展示、ステージ部門12、また大会等といたしまして将棋大会、囲碁大会、茶席、講演会が行われることになっております。

同日、第一小学校の公開授業を見学いたしました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第3、第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、

本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を準用しておりますが、東京都の条例が改正されました。このため、当市の休業補償等を算定するための補償基礎額を改正する必要が生じたことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号の規定に基づきまして、市長に対して同条例の一部改正について意見の申し出を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○阿部学校教育部長 改正内容につきましてご説明申し上げます。

補償基礎額に関する別表の改正につきましては、第1点として学校医及び学校歯科医の補償基礎額を改めるものであります。

52号の議案に資料が添付されておりますので、お聞き願いたいと存じます。

経験年数5年未満は「6,586円」を「6,673円」に、5年以上10年未満は「8,281円」を「8,345円」に、10年以上15年未満は「11,131円」を「11,147円」に、15年以上20年未満は「12,642円」を「12,656円」に、20年以上25年未満は「14,716円」を「14,708円」に、そして25年以上は「15,702円」を「15,690円」にそれぞれ改めるものであります。

第2点は、学校薬剤師の補償基礎額の改正で、経験年数5年未満は「5,419円」を「5,485円」に、5年以上10年未満は「6,410円」を「6,458円」に、10年以上15年未満は「7,967円」を「7,993円」に、15年以上20年未満は「9,696円」を「9,676円」に、20年以上25年未満は「10,930円」を「10,895円」に、そして25年以上は「12,134円」を「12,097円」にそれぞれ改めるものであります。

附則であります。第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものであり

ます。

第2項から第4項までは、経過措置を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 今までにこの条例を適用して、公災の補償が実行されていることが今までにあるのかどうか。それから、あるとすればどういうことだったかということをお聞かせください。

○下平学校教育課長 この条例につきましては、幸いこれまでに適用事例はございません。ということでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第52号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第4、第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに

内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成22年4月1日から体育施設並びに公園体育施設につきまして、指定管理者制度を導入させるための本条例改正であります。指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理者の指定等の手続に関する改正を行いまして、さらにその後に指定管理者に移行する際に、指定管理者による体育施設の管理運営規定の改正が必要となりますが、今回の条例改正ではこれを一度に行うものであります。

改正の条例の第1条は、指定管理者の指定の手続、指定期間、指定の取り消し及び協定に関する条文を改正いたしまして、第6条、第9条、第12条から17条までを一部改正し、その施行日を平成21年1月1日とするものであります。

その後、改正条例第2条につきましては、指定管理者による体育施設の管理運営規定を加えるものでありまして、第4条から第7条まで、第9条から第22条まで、第24条を一部改正するものであります。施行日を、こちらのほうは平成22年4月1日とするものであります。

改正内容の詳細につきましては、社会教育部長からご説明させていただきますが、この条例の一部改正の内容につきまして、平成20年第4回市議会、東大和市議会定例会に議案提出していただくため、市長に意見を申し出るものであります。そのための本議案であります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○窪田社会教育部長 それでは、条例案の後ろについております議案資料、体育施設等に関する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

先ほど教育長から説明がありましたとおり、本条例改正は施行日を平成21年1月1日とするものと、22年4月1日とするものの2段階に分けてございます。

平成21年1月1日に改正する主な内容としましては、指定管理者の指定等の手続に関するもので、これに基づき指定管理者の募集から指定までの準備をするものでございます。

平成22年4月1日に改正する内容につきましては、指定管理者が体育施設等の管理運営を行うために必要な内容となっております。

こちらの表の見方でございますが、左側に記載してありますのは現行の条例で、真ん中にありますのが21年1月1日に施行とする内容となっております。右側が22年4月1日に施行する内容となっております。

改正箇所につきましては、網かけになっているところが平成21年1月1日に改正となる部分で、アンダーラインが引いてあるところは22年4月1日で改正となるところでございます。

説明につきましては、主な改正点とさせていただきます、初めに21年1月1日に施行する改正とさせていただきます、その後22年4月1日の施行で改正する内容の説明をさせていただきます。

1 ページの真ん中の表の一番下、第6条でございます。これは、恐れ入ります、次のページでございますが、第3項の網かけになっている部分でございます。第3項の網かけで、第2号を新設しております。これは平成17年10月に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律という条文を、この条文の盛り込みについての申し入れが警視庁からありましたので、今回の改正に伴いまして新たに新設したものでございます。それに伴いまして、現在2号から4号までとなっていたものが、3号から5号に繰り下がったものでございます。

それから、同じページの一番下の第9条でございます。

失礼いたしました。この9条までの間にアンダーラインが引いてございますが、この部分はこの段階では変更になりませんが、翌年の4月1日施行のときに変わるという意味でアンダーラインが引いてございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

一番下の第9条でございますが、この9条の修正につきましては文言の整理でございます。現在、「市」と書いてありますのを、正しく「東大和市（以下「市」という。））」というような、教育委員会についても同じような内容でございます。

恐れ入ります、次のページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの第12条でございますが、これは現在、2項立てとなっておりますものを整理して1項立てとしたものでございます。

大変恐縮でございますが、この後、修正する内容が出ましたので、加筆を願いますでしょうか。大変申し訳ございません。

第12条の1行目、「体育施設等の使用を終了したときは、」の「とき」を「場合」というふうに直していただけますでしょうか。「とき」を「場合」です。それから、その次に、「直ちに」とございますが、その前に「委員会の指示があったときを除き、」を加えていただきますようお願い申し上げます。

これは、加えましたのは、現在体育施設、例えば体育館の何かの施設を使用者が使っていた場合に、使用時間が終わった場合には全部それを倉庫等に片づけてから退場しなければいけないんですが、たまたまその施設を、体育館や、あるいは次の団体がそのまま使いたいというような場合がありますので、そういう場合に教育委員会がこのままにしておいていいですよというような指示があった場合は、片づけないで帰っていいですよ、というような趣旨でございます。

ご協力ありがとうございました。

その次、第13条でございます。これも文言の整理でございます。

次の第14条から次のページの第17条までが、今回の改正点の新設条文となっております。

第14条は、指定管理者の指定の手續を新設いたしました。

第1項は、指定管理者を指定するときは、規則に定める場合を除き公募するものと規定しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第2項でございます。法人等が指定管理を受けようとする場合の申請書類と提出先を明記したものでございます。

第3項は、指定管理者の申請ができない法人等を号立てにして明記いたしております。

第4項は、指定管理者の申請があった場合の審査基準と指定するに当たっては市議会の議決を経て指定するものとしております。

第5項は、指定管理者の指定をしたときは、公告することを市の義務と規定しております。

次の第15条でございますが、第15条は指定管理者の指定期間を定めたものでございまして、指定期間は5年間としております。

「ただし、」以降でございますが、例外規定として指定の取り消しを規定してございます。

恐れ入ります。次のページをお開きいただきたいと思います。

第16条の指定の取消しにつきましては、指定管理に移行する前の引き継ぎ期間に不都合が生じた場合に、指定の取り消しができることとしております。

第2項は、指定管理者の指定を取り消したときも、指定したときと同様に公告することを規定しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第17条は、教育委員会と指定管理者との協定書の締結を明記したものでございます。

第18条は、第14条から第17条までの新設があったことから、現在の第14条が第18条となったものでございます。内容の変更はございません。

以上が21年1月1日に施行する内容でございます。

続きまして、22年4月1日から施行する内容について説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページに戻って、お開きいただきたいと思います。今度は右の表をご覧くださいと思います。

変更は、中ほどの第4条でございます。第4条は、施設の休場日を定めたものでございますが、条例で定められている休場日のほかに、指定管理者が新たに休場日を定める場合は、教育委員会の承認を必要としたものでございます。

この条文につきましては、若干の文言修正を予定しております。恐縮でございますが、また修正をお願いできますでしょうか。

これは最後の行で、「臨時に体育施設等の」とございますが、この前に、「これを変更し、又は」の文言を加えていただけますでしょうか。恐れ入ります。

「臨時」の前に、「これを変更し、又は」を加筆をお願いいたします。「これを変更し、又は」でございます。ありがとうございます。

これを加えました理由といたしますのは、現在、例えば年末年始等は条例で体育施設等は休場日となっておりますが、指定管理者に移行した場合に、指定管理者さんの企業努力で、元日から大みそかまで経営をしたいというような場合に変更することができるという、指定管理者さんのための柔軟性をつくるためのものでございます。

ご協力ありがとうございました。

続きまして、第5条でございますが、第5条につきましても開場時間の変更について、指定管理者さんが柔軟に運用できるようにするためのもので、第4条と同様に開場時間を変更する場合にも、教育委員会の承認を必要としたものでございます。

第6条につきましては、見出しについても変更となっております。中ほどをご覧くださいますと、現在は「使用の承認」となっておりますが、指定管理者に移行となりますと、これが「利用の承認」というふうに変わっております。

これは地方自治法の条文に基づいて「使用」を「利用」というふうに修正をいたしております。

これは後ほど条文で出てございますが、体育施設の利用料金につきましては指定管理者の収入となることから、これは料金制度というものだそうですが、そのために「使用」が「利用」というふうに変更されてございます。

それと、現在、体育施設を使う場合には、教育委員会の承認を必要としていますが、今後については指定管理者の承認を必要とするというような内容になってございます。主語を「委員会」から「指定管理者」に改めるものでございます。

恐れ入ります。次のページの第7条につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、利用料金の規定で、利用料金を指定管理者に納付しなければならないこととしております。

第7条の2項は、施設の使用料については条例で定められておりますが、教育委員会の承認を得て、条例の範囲内で利用料金の変更ができるものとしたものでございます。

第3項につきましては、指定管理者に移行後は、利用料が指定管理者の収入となることを明記しております。

第4項につきましては、利用料金の減額と免除について、教育委員会規則で定められたものについては、その権限を指定管理者に与えたものでございます。

第8条、利用料金の不還付でございますが、例外規定として、現在全額還付の規定がございしますが、指定管理者に移行後は、利用の途中で災害等が発生した場合に、全額還付ではなくて、利用できなかった時間分についての一部の還付ができるようにしたものでございます。

第9条と次のページの第10条、第11条は主語の修正等の文言整理でございます。

第12条も、恐れ入ります、次のページの第12条、原状回復の義務でございします。こちらについても文言の整理でございします。

大変恐縮ですが、こちらも修正がございしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これは先ほど直していただきました隣の行と同じに、「とき」を「場合」にさせていただきまして、「委員会の指示があったときを除き、」を「委員会」を「指定管理者」のというふうに訂正をしていただければと思います。「利用を終了した場合、指定管理者の指示があったときを除き、」というふうになります。

○佐久間教育長 さっき委員会と言ったね。

○窪田社会教育部長 さっきは委員会でした。今度は、委員会が指定管理者に変わったという主語の変更となります。

大変恐縮です。

「体育施設等の利用を終了した場合、指定管理者の指示があったときを除き、直ちに原状に回復しなければならない。」という文言になっており、不手際で申し訳ございません。

よろしいでしょうか。

続きまして……

○土田委員 ついでに、ちょっとすみません。2ページの7条の4項ですか、「東大和市委員会規則」と書いてありますが、「教育」が入らなくてもいいんですか。

○窪田社会教育部長 7条のどこでしょうか。「東大和市教育委員会規則」ですか。

○土田委員 いや、「教育」がついていませんから。

○窪田社会教育部長 そうですね。ありがとうございます。こちら「教育」が漏れています。

○佐久間教育長 みんなにわかるように。

○窪田社会教育部長 大変失礼いたしました。

2ページの第7条、利用料金のところの第4項は、「利用料金は、東大和市委員会規則」となっておりますが、「東大和市教育委員会規則」となります。

ご指摘ありがとうございます。

それでは、説明を続けさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第14条でございます。指定管理者による管理で、これも新設条文でございます。教育委員会が管理する体育施設等以外の体育施設等については、指定管理者による管理とすることとしたものでございます。

恐れ入りますが、また修正をお願いいたします。

2行目の「「委員会管理施設等」というのがありますが、「管理」と「施設」の間に「体育」という文字をお入れください。恐れ入ります。「「委員会管理体育施設等」」に修正をお願いいたします。

これは「体育」という文言を加えましたのは、委員会管理施設といいますが、これは体育施設以外にも委員会の管理施設があることから、「体育」という文言を加え

たほうが、より明確になるという指摘をいただきましたので、「体育」という文言を加えることにいたしました。

ご協力ありがとうございました。

次の第15条から、次のページの第16条までは、第14条の新設に伴って、1条ずつ条が下がったものでございます。

一番下の第17条、指定管理者が行う業務でございますが、こちらは新設条文となっております。指定管理者が行う業務を明記したものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第18条も新設条文で、指定管理者が施設を管理する際の基準を明記したものでございます。

続きまして、第19条も新設条文でございます。これは指定管理者に対し、教育委員会への報告を義務づけたものでございます。

第1項では、毎月業務と経理の報告を、第2項では毎年度事業終了後に事業報告書の提出を義務づけたものでございます。

第20条は、指定の取消し等で、指定の取り消しをする場合の理由を第1号から第4号までと詳細にするとともに、一部の停止もできることとしております。

第2項では、指定管理者の指定の取り消し等をしたときの公告について、教育委員会への義務規定でございます。

第21条でございますが、指定管理者の指定期間が終了したときは、体育施設等を原状回復することを規定したものでございます。

恐れ入ります。次のページをお開きいただきたいと思います。

第22条は、前の条文が新設されたために繰り下がったものでございます。

第23条の委員会による管理、こちらは新設条文でございます。指定管理者の取り消しや、停止等を命じた場合に、指定管理者が管理している体育施設等について、教育委員会が管理できるものとしたものでございます。例えば、指定管理者の5年間の契約期間の途中で業者さんが倒産したとか、そういう場合の取り消しをした場合に、残っている期間については教育委員会がかかわって管理ができるという趣旨でございます。

第2項につきましては、第1項の理由で教育委員会が管理することとなった体育施設等の使用料でございますが、先ほど料金の改定のところで、現在定められている使用料金の範囲内で料金を変更することができるとしておりますので、例

例えば現在1時間300円の使用料を指定管理者が250円で事業をしていた場合に、指定の取り消しがあって市が運営をすることになった場合には、料金もとの300円で使用料をいただくという内容のものでございます。

第3項は、休場日、開場時間、使用の承認、使用料、使用料の不還付、使用の制限、体育施設等の変更の禁止について、指定管理者のときと同様とすることを規定しております。必要な技術的読みかえは規則で定めることとしております。

第24条につきましては、前に新設条文ができたために繰り下がったものでございます。

7ページ以降は、別表となつてございますが、ただいまご説明いたしました本文に伴うもののため、説明を省略させていただきます。

委員の皆様にお示しした資料に未調整があるもので、申し訳ありませんでした。まだ若干のてにをはの修正があるかもしれませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、議会に提出する議案文につきましては、ただいま委員の皆様にご協力いただいで修正した内容が、まだ議案文の修正が終わっておりませんので、この後、直させていただきますので、あわせてご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりましたが、平成21年1月1日改正のものと、平成22年4月1日改正のものになっております。内容的には両者関わるわけですが、説明が多岐にわたっておりますので、前半、主として21年1月1日改正のことについてのご質疑をいただきたいと思います。

質疑があれば、ご発言をお願いします。

○土田委員 今説明があつて、「使用」という意味と「利用」という、大体わかつたような感じがするんですけども、どう使い分けたのかもう少し、よろしいですか、説明していただけますか。

それから、市の施設、教育委員会が管理されていて、業者指定をされているもの、指定業者が管理しているものといひますか、そういうものの一覧表みたいなものをいただければと思つております。それと、その料金、市に納める料金、そういうものについておわかりになったら。

第14条は、後半になりますからあれですけども、よろしいでしょうか。今、前半のことについて。

○鈴木委員長 では、最初、文言と現在の業者指定ですか。

○土田委員 はい。現在……

○鈴木委員長 指定されているものですね。では、まずそれお答え願います。

○窪田社会教育部長 1点目の「使用」と「利用」の使い分けでございます。この点でございますが、広辞苑で調べたんですけれども、違いはわかりませんでした。

法律上の使い分けでございます。現在「使用」という文言を使っておりますが、これは使用料の収入がございますが、地方財政法で使用料及び手数料というような科目になってございます。そのような関係で、現在は「使用」という文言を使っているのではないかと考えております。「利用」につきましては、この地方自治法の改正に伴いまして、指定管理者制度の導入が項目として記載された内容の中に、利用料金は指定管理者の収入とするというような、「利用料金」という地方自治法上の文言となっておりますことから、市が施設を管理する場合には「使用」という文言を使い、指定管理者に移行した場合には「利用」という文言にするというふうに考えております。

2点目の現在指定管理者としている業者さんの一覧表ということよろしいでしょうか。これ東大和市ということですか。

○土田委員 はい。

○窪田社会教育部長 現在、東大和市が指定している指定管理者は、現在のところはまだありません。来年度になりますとハミングホールが、指定管理者制度の導入がございますので、その業者さんは9月の議会で決定したところでございます。よろしいでしょうか。

そうですね、現在指定管理者制度という形ではやっていないんですね。やっているんですけど。

では、すみません。

○佐久間教育長 補足いたしますけれども、高齢者の介護の施設で包括支援センターというのがありますが、それが2つかな。それが今、第1号としての指定管理者制度であるんです。ただ、これは相談とか何かですので、利用料がどうのというのは、特にこの条例みたいに決まっておらず、介護保険の関係で相談を受ける包括支援センターというのは、指定管理者の2箇所でございます。その次に、今部長から話があった来年度からハミングホールが指定管理者になると。その次がこの体育館と、体育施設ということになります。

- 鈴木委員長 次の質問、土田委員、よろしいですか。
- 土田委員 よろしいですか。
- 鈴木委員長 はい、どうぞ。
- 土田委員 ちょっと一通り目を通させてもらっただけですのであれなんですけど、第14条の第4項3号に「物的能力」という、指定業者を選ぶときに「物的能力」と書いて、この大部分は資金のことだろうと思うんですけども……
- 鈴木委員長 第14条の第4項。何ページですか。
- 窪田社会教育部長 4ページ。4項。
- 鈴木委員長 第14条ですか。
- 窪田社会教育部長 14条の4項ですよ。4項の3ですか。4項の3号。
- 鈴木委員長 上から何行目ですか。
- 小泉委員 下から10行目です。
- 土田委員 真ん中あたりのちょっと下です。
- 鈴木委員長 失礼しました。下から10行目、(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力云々の「物的能力」の説明ですか。
- 土田委員 はい。人的能力はわかりますが、物的能力というのは、これは資金かなと思うんですけど、どういうもの。具体的にちょっと、どういうものであるかと説明してもらえますか。
- 窪田社会教育部長 この場合の物的能力といいますのは、例えば頭にありますように、「事業計画書に沿った」という文言がありますが、こういう事業を具体的に、例えば計画立案とか、そういうものを実際にできる。例えば、細かいことは、例外として挙げますと、何かの体育館での講座みたいなものをした場合に、人的能力の場合は、例えばそれに足りる人がいるかどうかというようなことですが、それにあわせた技術的能力というようなものも含めて、物的能力というふうに考えております。1つずつは、ちょっと想定はしていないんですけども。
- 土田委員 資金は、それでは。資金は。
- 佐久間教育長 資本金とか、資金とか全部入って。
- 土田委員 そういうものも判定する基準になると思うんですけど、それがここに含まれているんですね。
- 窪田社会教育部長 そうです、それは。
- 土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 物的能力の中に資金の能力も含まれているということで、よろしいですね。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかに質問ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、昭和22年4月1日改正の部分と全体を通して質疑があればお願いします。

○小泉委員 まず1点目は、先ほど質問がありましたけれども、「使用」と「利用」に関して、一体どのような意味の違いを持たせて変えられたのか伺いたいと思っておりましたが、先ほどご説明いただきましてありがとうございます。

2点目は、第7条です。ページ数の番号でいいますと、2のところですが、利用料金の額について、別表第5に定める範囲内において云々となっておりますが、これは利用料金の上限を定めたもので、料金設定に幅を持たせたものと解釈できるということで、とてもうれしい説明をいただきました。市民にとりましては、少しでも安く利用できることが望ましいわけですから、範囲内においてという文言を追加してくださったことに感謝いたします。

3点目です。第23条の3項、下のページ数でいまして6になりますが、このところで、これらの規定に関し必要な技術的読みかえは云々とありますが、この技術的読みかえとはどのようなことなのか、ご説明いただけたらと思います。

○窪田社会教育部長 この第23条は、委員会による管理についての条文でございます。先ほどの最初のとくに少し説明させていただきましたが、指定管理者と管理運営を契約している期間中のどこかの段階、途中の段階で市がその施設を管理運営するようになった場合のことなんですが、その場合に、現在の4月1日に施行される条文は、指定管理者が管理運営をすることを中心として作成された条文のために、主語が指定管理者はというような形になっているんですね。その契約期間の途中で市が管理運営するようになった場合、現在指定管理者がとなっている主語を教育委員会というふうに改めなければならなくなります。そのために、教育委員会が管理運営するようになった場合に、必然的に読みかえをしなければならないものについてを、技術的読みかえというふうな言葉を使うものがそうです。

よろしいでしょうか。

例えば、1 ページ目を開いていただきますと、第4条に休場日というのがございますが、「体育施設等の休場日は、別表第3のとおりとする。ただし、指定管理者」という文言がここに入っておりますが、ちょっと括弧を省略させていただいて、次の行で「指定管理者が特に必要と認めて委員会の承認を得たときは、」というのがありますが、こういう「指定管理者」というのが、必然的に指定管理者から教育委員会に管理が戻りますので、こういう場合の文言を、「指定管理者」の文言を削除して、「委員会が特に必要と認めたときは」というふうに直さなければならなくなるんですね。ちょっとわかりづらかったでしょうか、よろしいでしょうか。

そういう意味で、現在指定管理者という主語が使用されている部分について、委員会というふうに読みかえをするようになりますので、そうなった場合にはどの部分をこういうふうに読みかえるんだよというような表を明確にするという趣旨でございます。

よろしいでしょうか。

○小泉委員 説明ありがとうございます。お聞きしましたら、内容はとてもよくわかりました。ただし、ここに技術的読みかえという、こういう文言を持ってきて、普通にぱっと理解ができるのかどうか、これは法律用語としてはあり得ることだと思うんですけども、ちょっとそのあたりが気にかかるんですが、いかがでしょうか。

○窪田社会教育部長 これは法規系のほうに確認をとりましたが、法律用語だそうです。

○土田委員 業者指定というか、指定管理者という言い方をしていますが、いわゆる民間の業者ですよ。このところに、2 ページですけれども、営利を目的とするとき、これはなりませんよと言っているわけです。

○鈴木委員長 2 ページのどこでしょうか。

○土田委員 これは6条ですか、2 ページの一番左の上です。

○窪田社会教育部長 これは指定管理者ということではなくて……

○佐久間教育長 場所を言ってくれる。こっちか。

○窪田社会教育部長 これは2 ページ目の第6条の3項……

○佐久間教育長 真ん中、一番右。

○窪田社会教育部長 3項の4号ですね。

- 佐久間教育長 上から何行目と言ったほうがいい、一番右の上から何行目とか、場所。
- 窪田社会教育部長 8行目です。
- 佐久間教育長 一番右。
- 窪田社会教育部長 一番右です。一番右側の表です。
- 佐久間教育長 言っているところ同じですか。聞いていると何か違うみたい。
- 鈴木委員長 真ん中と右と同じに書いている。
- 佐久間教育長 同じところ。
- 窪田社会教育部長 営利を目的とするというところ。
- 佐久間教育長 だから、2箇所ぐらい出ているんだよね。左、一番下にもあるの。
- 窪田社会教育部長 これは全部同じ内容でございますが、これは教育委員会とか指定管理者が営利を目的とするときという意味ではなくて、利用者がその施設を、営利を目的としてその施設を利用するときは、教育委員会なり指定管理者が、その施設の利用を承認しないという、使用の承認あるいは利用の承認をしないという意味でございます。
- 土田委員 わかりました。そうか。僕は業者を指定するときに、これは許さないということではないんですね。
- 窪田社会教育部長 ことではないです。違います。
- 土田委員 わかりました。
- 鈴木委員長 そのほかございませんか。

(発言する者なし)

- 鈴木委員長 ないようですから質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 鈴木委員長 ご異議なしと認め、第53号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

- 鈴木委員長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項、東大和市立小・中学校施設の耐震化計画について、本件の報告をお願いいたします。

○阿部学校教育部長 その他報告事項（１）東大和市立小・中学校施設の耐震化計画についてご報告いたします。

学校、保護者、地域の方々から関心を寄せられております学校の現在の耐震化の状況として、今後の耐震化の計画を公表するものであります。

資料をお開きいただきたいと存じます。後ろから6枚目からですかね。右肩に資料、その他報告とあります。こちらをご覧いただきたいと存じます。

内容は、これまでも教育委員会でご報告をしまいいりましたとおり、平成23年度までにすべての校舎の耐震化を図るほか、体育館につきましても計画的に耐震化に努めていくという内容でございます。

次のページをお開きいただきたいと存じますが、あわせて現在の耐震診断の結果と、耐震化の状況を一覧で掲載しております。

計画の公表は、11月1日付で市のホームページに掲載したいと考えております。また、教育委員会日より、11月1日号の中でも、ホームページに掲載した旨、お知らせする予定でございます。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 小・中学校施設の耐震化計画について、ただいま学校教育部長さんより、平成23年度までには全校舎、そして平成27年度末までには全体育館の耐震補強工事の完了を目指すといううれしいご説明をいただきました。具体的に年度が確定されましたことは、本当に事務方の皆様方には非常なご努力をされたものと大変うれしく思っております。ありがとうございます。

市民への周知に対しましても、ホームページ等で行き届いた広報をしていただけるということを知りまして安心いたしました。

それで、そういった書いたものに目を通せないで不安に思っている市民の方も多くいらっしゃるのではないかと思います。直接窓口等へ、不安な声を届けておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。そのような方に対しても十分に、こういった数値も上がっていることですから、対応をしていただいているということは重々承知しておりますが、なおこれからも、こういうのが出され

れば、なお一層問い合わせ等があることも予想されますので、どうぞなお一層の窓口対応、よろしく願いいたしたいと思います。

○鈴木委員長 次に移っていいですか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、報告事項(2)、学校教育部長。

○阿部学校教育部長 その他報告事項(2)給食による窒息事故の防止についてご報告いたします。

先日、他県におきまして学校給食のパンにより児童が窒息死するという大変痛ましい事故が発生いたしました。本日付で各学校長に対しまして、給食の時間におけます食に関する指導や、気道に異物が入って窒息に至るような場合の対処方法につきまして、今後とも指導の徹底に努めるよう文書で周知いたしました。また、改めて校長会では周知を徹底したいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時09分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 武石 修一郎